

富山大学公開授業規則

平成17年10月 1日制定
平成20年 4月 1日改正
平成20年 7月22日改正
平成24年10月 1日改正
平成26年 6月24日改正
平成27年 4月 1日改正
平成29年10月11日改正
令和元年10月 1日改正
令和 3年 3月30日改正
令和 5年 3月29日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学（以下「本学」という。）が開講する公開授業（以下「オープン・クラス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 オープン・クラスは、生涯学習に対する社会的要請に応えるという観点から、本学が開講する授業を公開し、生涯学習の機会を広く地域住民に提供するとともに、本学と地域社会との連携を深めることを目的とする。

(実施形態)

第3条 オープン・クラスは、本学が教育上の目的を達成するため体系的に編成した教育課程を構成する授業科目を公開して実施する。

(受講生及び受講資格)

第4条 オープン・クラスの受講生は、富山大学オープン・クラス受講生募集要項（以下「募集要項」という。）により受講届を提出し受講を登録した者とする。

2 オープン・クラスの受講資格は、原則として高等学校卒業又はこれと同等の学力があると認められる者とする。

(公開授業科目等)

第5条 本学が開講する授業科目のうち、本学学生に対する教育上の目的を達成する必要性から、公開することがふさわしくないとみなされるものは、公開の対象としない。

2 オープン・クラスの受講生には、単位の認定は行わない。

(受講料等)

第6条 オープン・クラスの受講料は、受講届を受理するときに徴収し、既納の受講料は還付しない。ただし、本学側の事由により開講を中止した場合は、その限りでない。

2 受講料の額は、富山大学公開講座規則に定める公開講座受講料と同額とする。

(受講生の義務)

第7条 オープン・クラスの受講生は、受講に当たり本学が行う教育及び研究に支障を来たさないよう努めるとともに、本学関係者の指示に従わなければならない。

(受講の停止)

第8条 オープン・クラスの受講生が、前条の義務に違反し、本学の秩序を乱し、又は受講生としてふさわしくない言動等があった場合は、受講を停止することができる。

2 前項による受講停止の場合であっても、既納の受講料は還付しない。

(オープン・クラスの実施企画等)

第9条 オープン・クラスの実施計画等は、富山大学地域連携推進機構生涯学習部門（以下「生涯学習部門」という。）が行う。

(事務)

第10条 オープン・クラスに関する事務は、研究推進部社会貢献課及び五福高岡地区事務部芸術系総務・学務課において処理する。

(雑則)

第11条 生涯学習部門は、各キャンパス関係委員会と密接に連携するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、オープン・クラスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。